

第 18 次いわき市水道事業経営審議会委嘱状交付式及び第 1 回議事録

【委嘱状交付式】

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 20 日（木） 午前 9 時 00 分～午前 9 時 15 分
- 2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者
 - (1) 内田市長
 - (2) 委員 (出席：13 名)
石山伯夫、今井滋、上遠野恭子、金田晴美、河合伸、熊田哲也、齋藤七重、
佐久間幸子、鈴木俊彦、原田正光、古川広子、堀江一到、山田隆
(欠席：2 名)
草野充宏、菅原啓史
※ 50 音順・敬称略
 - (3) 事務局 上遠野管理者、大嶺局長、則政次長、大津次長、
秋山人材育成・防災力向上担当課長、佐藤経営戦略課長、阿部営業課長、
横田配水課長、緑川工務課長、小山浄水課長、本村南部工事事務所長
経営戦略課
盛課長補佐、[企画係]稲村主査、齋藤主査

4 委嘱状交付式次第

- (1) 開 会
- (2) 委嘱状交付（内田市長から委員へ委嘱状が交付された。）
- (3) 市長あいさつ
- (4) 閉 会

【第 1 回審議会】

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 20 日（木） 午前 9 時 20 分～午前 10 時 40 分
- 2 場 所 委嘱状交付式に同じ
- 3 出席者
 - (1) 委員 委嘱状交付式に同じ
 - (2) 事務局 委嘱状交付式に同じ
- 4 会議形式 公開
- 5 傍聴者 0 名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 委員紹介
 - (3) 審議会会長及び副会長の選出
 - (4) 管理者あいさつ

(5) 職員紹介

(6) 議事

ア 会議形式等について

- ① 議事録について
- ② 会議の公開・非公開について
- ③ その他

イ 審議会について

ウ 水道事業の概要について

エ その他

(7) 閉会

7 審議会会長及び副会長の選出

いわき市水道事業経営審議会条例第5条第1項に基づき、会長に原田正光委員、副会長に古川広子委員が選出された。

8 審議事項

(1) 会議形式等について

ア 議事録について

事務局より、本審議会の議事録については、市民へのわかりやすい情報提供という観点や自由で建設的な意見の創出を目的に、第17次審議会と同様に、発言内容は要点を記録する要点記録方式とし、かつ議事録内の発言者名については氏名を特定せず単に「委員」とする方式とすること、また、作成した議事録については、次の審議会で諮り、了承を得た後、ホームページへ公開することとしたいとの提案があった。

<審議要旨>

- 委員から、「議事録の公開時期はどのようになるのか。」との質問があり、事務局から、「次の審議会にて議事録の承認後、一週間程度で公開となる。」との回答があった。
- 審議会は、議事録の取扱いについて了承した。

イ 会議の公開・非公開について

事務局より、会議の公開・非公開については、活動の公正性及び透明性を確保する観点から原則公開とするが、取扱いに慎重を期する案件がある場合は、会議冒頭に公開か非公開を審議会において判断してきたことから、本審議会においてもこれまでと同様の取扱いとしたいとの提案があった。

<審議要旨>

- 委員から、「公開に慎重を期すべき案件とは具体的にどのようなものか。」との質問があり、事務局から、「第17次審議会においては、公表前である水道施設総合整備計画や新たな経営計画の審議内容を非公開とし、第16次審議会においては、今後の水道料金の方向性の審議内容を非公開としたところである。」との回答があった。
- 審議会は、会議の公開・非公開について了承した。

ウ その他

事務局より、委員名簿について、これまで同様ホームページや広報紙などに掲載することとしたいとの提案があった。

○ 審議会は、委員名簿の取扱いについて了承した。

(2) 審議会について

<事務局説明>

○ 資料1「いわき市水道事業経営審議会の概要」に基づき説明を行った。

<審議要旨>

○ 事務局が示したスケジュール案に従って審議を進めていくこととなった。

(3) 水道事業の概要について

○ 資料2「水道事業の概要」に基づき説明を行った。

<審議要旨>

○ 委員から、「いわき市の水道料金は、上水道と簡易水道が同一ということで良いか。」との質問があり、事務局から、「いわき市は上水道と簡易水道を併せて経営しており、水道料金も同一としている。」との回答があった。

○ 委員から、「給水人口は年々減少しており、令和元年度と2年度を比較すると約3,000人減少し、その減少率は全体の1%弱になり、配水量も給水人口に合わせて減少していることから、今後の経営を考えなくてはいけない状況にある。」との意見があった。

○ 委員から、「平成8年度に施設能力が急に上がっているが、どこの施設を拡張したのか。」との質問があり、事務局から、「水需要の増加に伴い平浄水場を拡張したためであるが、その後の水需要の減少に伴い、平均配水量や一日最大配水量との差が開いてしまっている状況である。」との回答があった。

○ 委員から、「給水区域は諮問等により審議会が決定するのか。」との質問があり、事務局から、「水道局が給水人口の増加等により給水区域を拡張する必要があると判断した上で、厚生労働大臣へ申請し認可を受けて決定することとなる。」との回答があった。

○ 委員から、「いわき市は郡山市や福島市に比べて施設規模が大きいのにメーター口径13mmで10^m使用した場合の水道料金を安く抑えているが、その違いについてどのように考えているのか。」との質問があり、事務局から、「いわき市の水道料金はメーター口径が大きくなれば基本料金は高くなり、使用する水量が多くなれば水量料金の単価が高くなる料金制度となっており、各事業体において生活用水や業務用水にどのように負担していただくか考え方が異なっていることから、基本料金や水量料金の単価が異なっている。したがって、口径13mmで10^mまで使用した場合の水道料金は、いわき市が福島市や郡山市と比べて若干安い結果となっているが、口径の大きさや使用量が変われば、水道料金が安い事業体が変わってくることになる。しかし、基本的に施設規模が大きければそれだけ費用は多くなり水道料金は高くなるため、今後は施設の合理化を図る必要がある。」との回答があった。

(4) その他

○ 次回の審議会（視察）について

開催日は、令和4年3月を予定し、具体的な日時については改めて通知することとした。

9 閉会